四　次のイ又はロに該当し、かつ、当該中小企業者の子会社等又は当該中小企業者及びその子会社等の役員等又は従業員が、その役員等の総数の二分の一以上を占める外国法人等
イ　当該中小企業者の子会社等又は当該中小企業者及びその子会社等が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。
ロ　当該中小企業者の子会社等又は当該中小企業者及びその子会社等が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、その有する株式等の数又は額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

（金融機関）

第三条　法第四十二条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（外国において支店その他の営業所を設置しているものに限る。）

二　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

三　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四　農林中央金庫

五　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十六日　厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～十三の三十一　（略） 十四　（略） 十四の二　オゾラリズマブ及びその製剤 十四の三　（略） 十四の四～十四の十　（略） 十五～五十六の二　（略） 五十六の三　（略） 五十六の四　スペソリマブ及びその製剤 五十七　（略） 五十八～五十九の十　（略） 五十九の十一　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～十三の三十一　（略） 十四　〔二―（オクタヒドロ―一―アゾシニル）―エチル〕―グアニジン、その塩類及びそれらの製剤 （新設） 十四の二　オビヌツズマブ及びその製剤 十四の三～十四の九　（略） 十五～五十六の二　（略） 五十六の三　スチムリマブ及びその製剤 （新設） 五十七　スルフアピリジン及びその製剤 五十八～五十九の十　（略） 五十九の十一　セルペルカチニブ及びその製剤
（新設） 五十九の十二　セルリポナーゼ　アルファ及びその製剤 五十九の十三～五十九の十七　（略） 六十・六十の二　（略） 六十一　チラミン及びその化合物 （新設） 六十一の二　チルドラキズマブ及びその製剤 六十一の三～六十一の十一　（略） 六十一の十二　デカン酸　二―［四―［三―［二―（トリフルオロメチル）フエノチアジン―一〇―イル］―プロピル］―一―ピペラジニル］エチルエステル（別名デカン酸フルフエナジンの製剤であつて、一バイアル中デカン酸　二―［四―［三―［二―（トリフルオロメチル）フエノチアジン―一〇―イル］―プロピル］―一―ピペラジニル］エチルエステル二五㎎以下を含有する注射剤 （新設） 六十一の十三　テデユグルチド及びその製剤 六十二～六十二の十七　（略）	（新設） 五十九の十二　セルメチニブ、その塩類及びそれらの製剤 五十九の十三　（略） 五十九の十四～五十九の十八　（略） 六十・六十の二　（略） 六十一　（略） 六十一の二　チルゼパチド及びその製剤 六十一の三　（略） 六十一の四～六十一の十二　（略） 六十一の十三　（略） 六十一の十四　テゼペルマブ及びその製剤 六十一の十五　（略） 六十二～六十二の十七　（略）